

6. 到達目標

基本理念を実現するために、次の3つを指標とし、5年後の目標値を設定します。

指標	前回計画 実績値 2015年度	げんじょうち 現状値 2020年度	もくひょうち 目標値 2025年度
「多文化共生」という言葉の認知度※1	29.6%	35.2%	50.0%
外国人市民に親しみを感ずる日本人市民の割合※2	24.7%	21.6%	50.0%
日本人市民に親しみを感ずる外国人市民の割合※3	-	52.3%	70.0%

- ※1 市民意識調査において「『多文化共生』という言葉・考え方についてどの程度知っていますか」という質問に対し「よく知っている」、「少し知っている」を選んだ人の割合。
- ※2 市民意識調査において「地域で暮らす外国人についてどの程度親しみを感ずりますか」という質問に対し「親しみを感ずる」、「どちらかといえば感ずる」を選んだ人の割合。
- ※3 市民意識調査において「地域にいる日本人についてどれくらい親しみを感ずりますか」という質問に対し、「親しみを感ずる」、「どちらかといえば感ずる」を選んだ人の割合。

第3次 湖西市多文化共生推進プラン

2021~2025



1. 基本理念

みんなが笑顔でくらす多文化共生のまちづくり

本市は、自動車関連産業の集積が進むことによって発展し、その企業の多くが外国人労働者を受け入れてきました。1990(平成2)年の入管法改正から30年が経過し、多くの外国人市民が本市に暮らし続け、日本生まれの子どもが大人となり活躍する世代になっています。外国人市民を単に一時的な滞在者や企業で働く人として捉えるのではなく、地域の住民として共に暮らしていく仲間という意識を持つことが重要です。そこで、日本人・外国人という枠を取り払い、誰もが地域の住民として笑顔で暮らしていけるまちづくりを目指していきます。

2. 目指すべき方向性

基本理念である「みんなが笑顔でくらす多文化共生のまちづくり」を実現するために必要な、取り組むべき方向性を次の3つとします。

- 1 ともに学ぶまち**
社会・文化・言語をともに学びながら、互いを理解し、共生の意識豊かなまちづくりを進めます。
- 2 ともに生きるまち**
誰もが湖西市市民として、地域の人々と安心・安全に暮らすことができるまちづくりを進めます。
- 3 ともに創るまち**
互いに多様性を認め、尊重し合いながら地域の一員として参画できるまちづくりを進めます。

3. 計画の期間

2021(令和3)年度から2025(令和7)年度までの5年間を計画期間とし、必要に応じて見直しを行います。



発行: 静岡県湖西市
編集: 市民安全部市民課
〒431-0492 静岡県湖西市吉美3268番地
TEL 053-576-1213

4. 施策の体系




基本理念

3つの柱

基本施策

みんなが笑顔でくらす多文化共生のまちづくり



I コミュニケーションの支援

- 1 情報提供の充実  
- 2 日本語の学習支援 

II 生活の支援

- 3 子どもの教育環境の整備 
- 4 労働環境の整備 
- 5 安心して暮らせる環境づくり 
- 6 防犯・交通安全・防災への意識啓発  

III 多文化共生の地域づくり

- 7 多文化共生の意識づくり 
- 8 地域社会への参加促進 

5. 重点施策

- 行政サービス・制度の周知を多言語・やさしい日本語にて実施
各種案内や通知など、行政サービスや制度の周知を多言語、ルビふり、やさしい日本語を用いて行います。
- 外国人総合窓口の運営と充実
外国人総合窓口を運営し、各種手続の補助や生活に係る情報提供、及び相談受付を行います。地域の外国人市民が外国人総合窓口員に積極的に登用し、研修などによりスキルアップに取り組みます。また、外国人市民の国籍や使用言語の多様化への対応について検討します。
- 公共窓口における通訳・翻訳技術の活用についての調査・研究
通訳機や翻訳アプリの公共施設における利用を推進します。また、通訳・翻訳サービスの活用について、最新の動向や他自治体の活用方法などを調査・研究します。
- 日本語の学習機会の提供
日本語初級者に対する生活者としての日本語教室を開催し、外国人市民が日常生活を送るために必要な日本語を習得することを支援します。
- 外国人児童生徒や保護者に対する支援体制の充実
編入する外国人児童生徒の初期指導や授業支援、教育相談、保護者への支援を行う指導員や通訳員を小学校・中学校に派遣します。指導員・通訳員のスキルアップに努めます。
- 医療・福祉サービスにおける案内や表示の多言語化と多言語・やさしい日本語での対応
医療や健康、子育てや介護などの福祉サービスについて多言語化による情報提供や問診票などの多言語化を促進します。医療通訳者の適正な配置を継続して行います。また、健康・福祉に関する各種相談を多言語や、やさしい日本語で対応します。
- 災害時の外国人対応の明確化
災害時の市役所における外国人市民への対応を行う体制を整えます。関係機関との連携内容を明確にします。
- 生活ルールの理解促進
ごみの出し方や生活のマナーなど地域社会のルールについて外国人総合窓口や出前講座などを活用し、外国人市民にも分かりやすく周知するとともに、外国人市民を雇用する企業等と連携した啓発に取り組み、日本で生活するためのマナーや生活習慣の理解促進に努めます。
- 外国人市民の地域社会への参画
自治会、自主防災会、PTA活動などを紹介し外国人市民の地域社会への参画を促進します。また、外国人市民を地域社会で受け入れることについて理解を促進します。
- 多文化共生の視点での活動の推進
多文化共生意識及び相互理解を深め、外国人市民が地域社会とつながる機会・場をつくるため、多文化共生の視点での講座などを市内各地域で行います。また、多文化共生に関する活動を推進するため、市の公共施設再配置計画に合わせ、活動の核となる場を検討していきます。